



2019年7月10日

各位

会社名 久光製薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 中富 一榮
(コード番号:4530 東京、名古屋、福岡)
問合せ先 取締役執行役員 IR室長 高尾 信一郎
(TEL 03-5293-1704)

自己株式取得に係る事項の決定、ならびに自己株式の消却に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得及び会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

久光製薬株式会社(本社:佐賀県鳥栖市、代表取締役社長:中富一榮)は、本日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

資本効率の向上と株主への一層の利益還元を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数 100万株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 1.21%)
- (3) 株式の取得価額の総額 60億円(上限)
- (4) 取得期間 2019年7月11日~2019年10月31日

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 1,000万株
(消却前の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 12.10%)
- (3) 消却予定日 2019年11月29日
- (4) 消却後の発行済株式総数 85,164,895株

(ご参考)2019年2月28日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	82,664,225株
自己株式数	12,500,670株

以上